

南九州市農業委員会訓令第2号

南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

南九州市農業委員会長 本 木 下 裕 一

南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の一部を改正する訓令

南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程（平成29年南九州市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「農政課長」を「農業振興課長」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「茶業課長」を「茶業振興課長」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「耕地林務課長」を「農林整備課長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「農政課長」を「農業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。